

平成31年3月26日
原子力安全対策課
(30—57)
<15時30分資料配付>

**新型転換炉原型炉ふげんの
廃止措置計画の変更に係る事前連絡について**

本日、県は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書」第3条の2に基づき、ふげんの廃止措置計画の変更について、別添のとおり連絡を受けた。

<別添> ふげんの廃止措置計画変更認可申請の概要について
(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)

問い合わせ先 (担当:内園)
内線 2362・直通 0776(21)0315

ふげんの廃止措置計画変更認可申請の概要について

現在、廃止措置中のふげんにおいては、使用済燃料の発熱が十分低下した等の状況を踏まえ、廃止措置計画について以下の変更申請を行った。

(1) 設備維持管理方法の適切化

① 使用済燃料の発熱低下に伴う貯蔵プールの除熱機能の停止

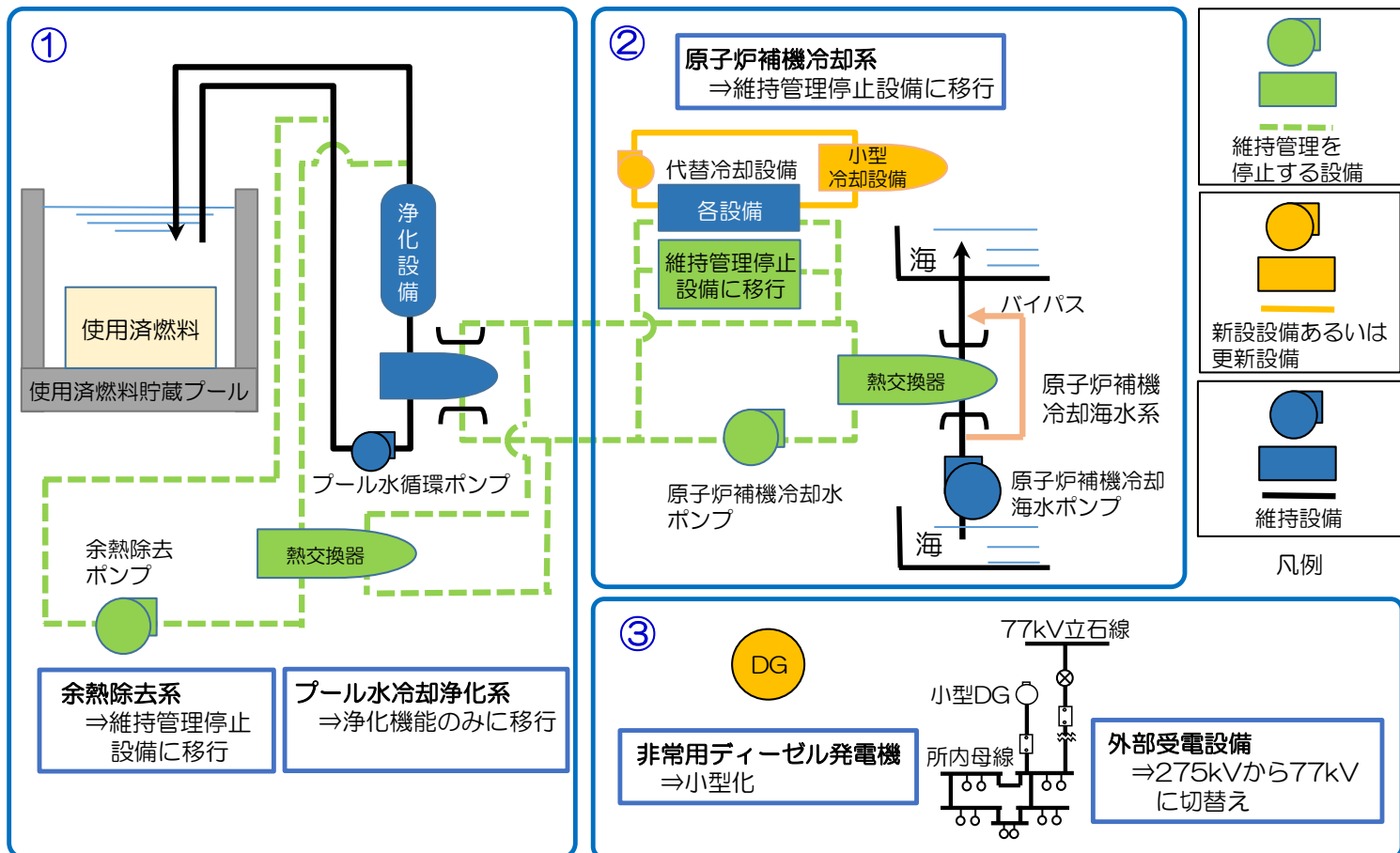
- プール水冷却浄化系は除熱浄化機能から浄化機能のみに移行
- プール冷却の予備設備である余熱除去系の維持管理を停止

② 冷却を要する設備の減少に伴う原子炉補機冷却系の冷却方法の変更

- 小型冷却設備による個別冷却方式に変更
- 冷却が不要な設備については、維持管理を停止

③ 使用電力量の減少に伴う所内電気設備の見直し

- 外部受電設備を275kVから77kV受電設備に切替え
- 非常用電源(DG)を適切な容量に変更(小型化)



(2) 放出実績に基づく被ばく評価の反映

- 廃止措置10年間の放射性(気体、液体)廃棄物の放出実績を用いた被ばく評価を反映